

中央区がん患者ウィッグ購入費等助成事業 Q&A

区分	質問	回答
制度・申請	この制度は何回利用できるのか。	おひとり、生涯2回です。 令和6年度までに中央区の助成を受けている方は、令和7年4月1日以降に購入（又はレンタル）した対象品に限り、あと1回助成が受けられます。
	現在、中央区に住んでいるが住民票が中央区にはない。この場合でも申請ができるか。	いいえ。 中央区に住民登録がある方が対象となります。
	現在は中央区に住民登録があるが、対象品を購入した時は別の自治体に住んでいた。助成対象になるか。	はい。 申請時点で中央区に住民票を有していれば対象となります。
	所得制限はあるか。	いいえ、ありません。
	年齢制限はあるか。	いいえ、ありません。
	（保健所・保健センターの窓口で申請する場合）がん患者本人が申請しなくてもよいのか。	申請ができるのは、がん患者本人（助成対象者）もしくはその同世帯の方です。それ以外の方が申請する場合は、がん患者本人が記載した委任状が必要になります。
	未成年の子どもに購入したものについて、保護者が申請する場合はどうしたらよいのか。	申請書の「対象者」欄に、対象のお子様の情報を記入ください。また、対象者（子ども）と申請者（保護者）が同一世帯ではない場合は、申請者の方が対象者の方の「親権者であること」が確認できる書類も一緒に提出ください。
	再発した場合や、異なるがんに罹患した場合にまた利用できるのか。	はい。 おひとり2回までなら、利用していただけます。
	過去にがん治療を受けていたのだが、助成対象となるか。	はい。 がん治療を受けていた期間は問わず、申請日からさかのぼって1年以内に支払った費用が対象となります。ただし、「脱毛等を伴うがん治療を受けていた」ことがわかる書類が必要になります。 治療を証明する書類が手元に残っていない場合は、治療を受けた病院に相談して発行してもらってください。（有料の場合もございます。）
	外科的治療（手術）を受けたのは2年前だが、助成対象となるか。	はい。 手術した日は問わず、申請日からさかのぼって1年以内に支払った費用が対象となります。ただし、「補整具等が必要となるがんの手術を受けた」ことがわかる書類が必要になります。

区分	質問	回答
申請	中央区へ転入する前の自治体（東京都内）で同様の申請をして助成をしてもらったことがある。今回新たに購入したものは申請できるか。	当事業は、おひとりにつき中央区及び東京都内自治体を含めて2回まで交付を受けることができます。前にお住いの自治体で助成金の交付を受けたことがあれば1回とカウントされる場合があります。詳しくはお問い合わせください。 なお、東京都以外の自治体で助成を受けた場合でも、同じ商品で2回の助成を受けることはできません。
	民間のがん保険に加入していて、ウィッグを購入した費用の助成を受けた。中央区でも申請できるか。	はい。 民間のがん保険の給付を受けたかどうかは問いません。
	個人売買で購入した場合は助成対象になるか。	いいえ。 インターネットオークション等、個人間で売買された物は助成対象外です。
拡充	令和6年度までに既に助成を受けているが、10万円以上の商品だったのに助成額は3万円だったので、拡充後の助成額との差額分をもらうことはできるか。	いいえ。 差額分を助成することはありません。
	購入日が令和7年3月31日より前の対象品について、令和7年4月1日以降に申請をしたら拡充内容（上限10万円）は適用されるか。	いいえ。 拡充内容が適用となるのは令和7年4月1日以降に購入した対象品についてですので、この場合は、対象金額の半額（上限3万円）の助成になります。
	購入日が令和7年3月31日より前の対象品について、購入日から1年経っていないものであれば2回の助成を受けられるのか。	いいえ。 令和7年3月31日以前に購入された対象品については拡充前の制度が適用されますので、購入から1年以内であっても助成は1回しかできません。
	令和7年4月1日より前に毛付き帽子を購入した。令和7年4月1日以降に申請をすれば毛付き帽子の購入額は旧助成額で助成されるか？	いいえ。 拡充後に新たに対象品となった毛付き帽子は令和7年4月1日以降に購入したものでないと助成の対象とはなりません。（人工乳房、弾性着衣についても同じです。）
	令和7年4月1日より前に対象品のレンタルを開始したが、令和7年4月以降に支払いをした。助成の対象になるか。	いいえ。 レンタル開始が令和7年4月1日以降の対象品が、助成の対象となります。

区分	質問	回答
助成対象品	ウィッグの部分かつらは対象になるのか。	はい。 全部かつらのほか、部分かつらも対象になります。
	ウィッグ購入時にヘアカットをしてもらった。この費用も対象になるのか。	いいえ。 別で費用がかかったものやオプション等は対象となりません。 ただし、カット込みのウィッグであれば、そのまま商品の費用として対象になります。
	毛が付いていない帽子は対象になるのか。	いいえ。 対象になりません。（「医療用帽子」という名称で販売されているものでも、毛が付いていないものは対象になりません。）
	ウィッグの付属品は、どこまでが助成対象となるのか。	ウィッグを装着するためのネットは、助成対象品に含まれます。 それ以外の付属品（ウィッグのスタンドなど）や日常的なケア用品（クリーナー、リンス、ブラシなど）、メンテナンス代は対象となりません。
	ウィッグと胸部補整具、といった種類の違う品物の組み合わせも可能か。また、個数制限はないのか。	はい。 1回の申請で助成金額以内であれば、組み合わせは自由です。 個数制限ありません。
	胸部補整具は、乳がんによるものに限られるのか。 たとえば、皮膚がんにより乳房切除をした場合はどうか。	限りません。 がん治療における外見の変化をカバーする胸部補整具であれば、対象になります。
	脱着に必要な接着剤や剥離剤も対象になるか。	いいえ。 対象になりません。
	この事業で助成される胸部補整具とはどのようなものか。	胸部補整具は、外科的治療等による乳房の欠損部分を補完ための補整下着（補整パッドと下着が一体になったもの）及び補整パッド（シリコン製を含む）、または人工ニップル・人工乳房（直接肌に張り付けて使用するもの、ただし乳房再建手術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）のいずれかとなります。 乳房の手術部を保護する目的のサージカルブラ（胸帯）や入浴時に乳房を保護するバスタイムカバーは助成対象外です。
	弾性着衣は腕用、手のひら用、足用などがあるが、何でも対象になるのか。	はい。 部位は問いません。

区分	質問	回答
助成対象品	弾性着衣は保険の申請もできると聞いた。既に公的保険に弾性着衣の申請をしていた場合、この助成金事業にも申請できるか。	いいえ。 既に保険の申請が完了していれば、（公的保険の助成額が対象品の全額ではなくても）当事業への申請はできません。 民間の保険は当事業とは別に申請ができます。
領収書	ウィッグや胸部補整具を購入する際に送料や手数料がかかった。助成対象となるのか。	いいえ。 送料や手数料は、対象になりません。助成対象は、対象品本体にかかる経費（消費税含む）のみです。
	ポイントやクーポン券で購入した商品は申請できるか。	いいえ。 購入者が実際に負担した金額が対象となります。ただし、購入費用の一部にポイントやクーポンを使用した場合、実際に負担した金額の申請ができます。 （例）10,000円の商品に2,000円分ポイントやクーポンを使用し、8,000円支払った場合は8,000円が助成対象です。
	領収書の宛名を上様でもらったが、申請可能か。	いいえ。 領収書には、申請者の氏名（フルネーム）の記載が必要です。 お手数ですが、発行者へ領収書の再発行を依頼してください。
	領収書に収入印紙が貼られていないが、申請可能か。	以下の場合は、収入印紙は不要です。 ・購入金額が50,000円未満の領収書 ・クレジットカード払いで購入した場合の領収書 ※ただし、領収書にクレジットカード払いであることの記載が必要です。 これ以外は収入印紙が必要ですので、発行者へ依頼してください。
	インターネット（クレジットカード決済）で購入した。その領収書がないが、どうしたらよいか。	領収書に代わるものとして、支払いをした事がわかるものと、必要事項（①宛名（申請者のフルネーム）、②購入日（発行日）、③購入金額、④金額の内訳、⑤領収書発行者の名称及び住所）すべてが確認できるものをご提出ください。 （例） クレジットカード会社からの請求明細の原本（支払いをした事が分かるもの、①申請者名、②購入日、③購入金額）＋申込みの受注確認のメールをプリントアウトしたもの（④金額の内訳、⑤購入先の名称・住所）など

区分	質問	回答
領収書	店舗で、クレジット払いで購入した。領収書が発行されなかったがどうしたらよいか。	購入された店舗へ領収書の発行を依頼してください。 発行ができない場合は、必要事項（①宛名（申請者のフルネーム）、②購入日（発行日）、③購入金額、④金額の内訳、⑤領収書発行者の名称及び住所）全てを確認できるものをご提出ください。
レンタル	レンタルの場合も購入したものと同様に1年以内の申請期限はあるか。	はい。 レンタル品の場合はレンタルのための費用を支払った日の翌日から1年以内の申請をお願いします。
	レンタルの際にかかる保証料や送料などは助成対象となるか。	いいえ。 保証料や送料は、対象になりません。助成対象は、対象品本体にかかる経費（消費税含む）のみです。
	レンタル品の領収書にも収入印紙は必要か。	いいえ。必要ありません。
	毎月使用料を支払ってる場合の申請はどうしたらよいか。	領収書をまとめて申請してください。その際、レンタルのための費用を支払った日の翌日から起算して1年以上過ぎた領収書の分はお支払い出来ませんので、ご注意ください。